

平成 28 年度決算に基づく  
静岡市公営企業  
経営健全化審査意見書



29 静 監 第 773 号

平成29年 9 月 1 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員	村 松	眞
同	杉 原	賢 一
同	亀 澤	敏 之
同	中 山	道 晴

平成 28 年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 28 年度決算に基づく静岡市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。



# 平成 28 年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査意見

## 第 1 審査の対象

- 1 公営企業（法適用）
  - (1) 平成 28 年度 静岡市病院事業会計資金不足比率
  - (2) 平成 28 年度 静岡市水道事業会計資金不足比率
  - (3) 平成 28 年度 静岡市下水道事業会計資金不足比率
- 2 公営企業（法非適用）
  - (1) 平成 28 年度 静岡市簡易水道事業会計資金不足比率
  - (2) 平成 28 年度 静岡市農業集落排水事業会計資金不足比率
  - (3) 平成 28 年度 静岡市清掃工場発電事業会計資金不足比率
  - (4) 平成 28 年度 静岡市中央卸売市場事業会計資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

- 1 公営企業（法適用）

平成 29 年 6 月 15 日から平成 29 年 8 月 22 日まで
- 2 公営企業（法非適用）

平成 29 年 6 月 23 日から平成 29 年 8 月 22 日まで

## 第 3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算定過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の計算に用いられているか。
- 3 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。

## 第4 審査の結果

審査に付された下記各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められた。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
簡易水道事業会計	—	
農業集落排水事業会計	—	
清掃工場発電事業会計	—	
中央卸売市場事業会計	—	

備考 資金不足比率の算定において、資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

## 第5 各事業会計の資金不足比率の概要

資金不足比率とは、公営企業会計ごとにおける資金不足額の事業規模(料金収入の規模)に対する比率であり、資金不足額は、法適用の公営企業においては流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として算定され、また、法非適用の公営企業においては実質赤字額と事業規模で算定される。

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。なお、算定式の流動負債、流動資産、歳出額及び歳入額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律などに基づき算出するものであり、各会計における決算数値とは必ずしも一致しない。

$$\text{資金不足比率(法適用)} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足比率(法非適用)} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{事業規模}}$$

### 1 公営企業(法適用)

#### (1) 病院事業会計資金不足比率

病院事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△2,036,450	△6,988,501	4,952,051
流動負債 a	966,157	3,312,809	△2,346,652
流動資産 b	3,002,607	10,301,310	△7,298,703
事業規模 B	9,418,690	29,421,941	△20,003,251
資金不足比率 A/B	—	—	

病院事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△20億3,645万円となり資金不足

額が発生していないため、算定されていなかった。

なお、各指標が大幅に減少しているが、これは主に、静岡病院が地方独立行政法人に移行したことに伴い、病院事業会計の対象から外れたことによるものである。

(2) 水道事業会計資金不足比率

水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△10,162,405	△9,683,012	△479,393
流動負債 a	1,930,382	2,278,815	△348,433
流動資産 b	12,092,787	11,961,827	130,960
事業規模 B	9,309,663	9,294,618	15,045
資金不足比率 A/B	—	—	

水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△101億6,240万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 下水道事業会計資金不足比率

下水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△10,487,823	△9,608,124	△879,699
流動負債 a	4,187,033	3,416,082	770,951
流動資産 b	14,674,856	13,024,206	1,650,650
事業規模 B	14,662,023	14,631,344	30,679
資金不足比率 A/B	—	—	

下水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△104億8,782万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

2 公営企業（法非適用）

(1) 簡易水道事業会計資金不足比率

簡易水道事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,254	△1,998	744
歳出額 a	642,134	832,321	△190,187
歳入額 b	643,388	834,319	△190,931
事業規模 B	75,949	74,768	1,181
資金不足比率 A/B	—	—	

簡易水道事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△125万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(2) 農業集落排水事業会計資金不足比率

農業集落排水事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△1,486	△1,409	△77
歳出額 a	245,388	248,819	△3,431
歳入額 b	246,874	250,228	△3,354
事業規模 B	45,902	44,070	1,832
資金不足比率 A/B	—	—	

農業集落排水事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△148万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(3) 清掃工場発電事業会計資金不足比率

清掃工場発電事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	0	△51,507	51,507
歳出額 a	856,620	725,752	130,868
歳入額 b	856,620	777,259	79,361
事業規模 B	805,071	758,119	46,952
資金不足比率 A/B	—	—	

清掃工場発電事業会計の資金不足比率は、歳出額と歳入額とが同額であったため、算定されていなかった。

(4) 中央卸売市場事業会計資金不足比率

中央卸売市場事業会計の資金不足比率の概要は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：負数又は減)

区 分	平成28年度	平成27年度	比較増減
資金不足額 A (a-b)	△64,002	△25,386	△38,616
歳出額 a	765,338	1,024,565	△259,227
歳入額 b	829,340	1,049,951	△220,611
事業規模 B	388,196	381,199	6,997
資金不足比率 A/B	—	—	

中央卸売市場事業会計の資金不足比率は、資金不足額が△6,400万円となり資金不足額が発生していないため、算定されていなかった。

(注) 用語説明

【法適用企業】 地方公営企業法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

【法非適用企業】 地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの。経理事務は官庁会計方式により行われている。